

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月26日
【発行者の名称】	株式会社エクシオホールディングス (EXEO HOLDINGS Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐伯 猛
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー38階
【電話番号】	050-3819-0088 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 水島 慶和
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp">https://www.phillip.co.jp</a>
【電話番号】	03-3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エクシオホールディングス <a href="https://www.exeo-holdings.co.jp/">https://www.exeo-holdings.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する

必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期
決算年月		2025年3月	2026年3月
売上高	(千円)	2,162,583	3,310,694
経常利益	(千円)	261,090	260,168
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	177,196	202,975
包括利益	(千円)	177,196	202,975
純資産額	(千円)	1,016,456	1,219,431
総資産額	(千円)	1,870,170	2,019,595
1株当たり純資産額	(円)	4,840.26	5,806.81
1株当たり当期純利益	(円)	843.79	966.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	955.60
自己資本比率	(%)	54.4	60.4
自己資本利益率	(%)	17.4	18.2
株価収益率	(倍)	—	5.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	220,148	384,333
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△174,119	△694,820
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△41,782	15,242
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	502,336	207,091
従業員数(外、臨時雇用者数)	(名)	284(409)	347(446)

(注)

1. 当社は、2024年7月1日設立のため、2024年3月期以前の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第1期は潜在株式が存在するものの、当社株式は2025年3月末時点において非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。
3. 株価収益率については、第1期は当社株式が2025年3月末時点において非上場であるため記載していません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。
5. 損益計算書の一貫性および明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、前連結会計年度において区分掲記していた営業外収益の「補助金収入」については、当事業年度より特別利益の「補助金収入」として区分掲記し表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

## 2【沿革】

代表取締役である佐伯猛は、2001年11月に東京都中央区において、現在の株式会社エクシオジャパンの前身として生命保険損害保険代理店のサービスの提供を開始いたしました。その後、顧客サービスとして婚活事業・飲食事業を開始しました。2004年2月には有限会社エクシオジャパンを組織変更し、株式会社エクシオジャパン（資本金5千万円）を神奈川県横浜市西区に設立しました。

株式会社エクシオジャパン設立以後の企業集団に係る経緯は以下のとおりであります。

年 月	概 要
2001年11月	生命保険損害保険代理店を目的として、有限会社エクシオジャパンを東京都中央区に（資本金3百万円）設立
2002年3月	婚活イベント、結婚相談所の運営を目的とした婚活事業を開始
2004年2月	株式会社エクシオジャパンに組織変更（現当社、資本金5千万円）
2007年6月	本社を神奈川県横浜市西区(GM21ビル)に移転
2012年4月	神奈川県横浜市に当社初の認可外保育所「サンライズキッズインターナショナルスクール 横浜校」を開校し、認可外保育事業を開始 ※2024年3月に「サンライズキッズインターナショナルスクール横浜校」を譲渡
7月	「カフェカイヤ」を東京都墨田区吾妻橋に1号店オープン
12月	「カフェカイヤ」を墨田区吾妻橋から渋谷区神宮前に移転、「表参道店」オープン
2014年8月	千葉県浦安市舞浜に「カフェカイヤ」2号店舞浜店をオープン
2017年4月	東京都北区に当社初の小規模認可保育所「サンライズキッズ保育園 北区園」を開園し、小規模認可保育事業を開始 その他、小規模認可保育所5園を開園
6月	「カフェカイヤ」1号店を東京都渋谷区に移転、「渋谷店」をオープン 当社運営の小規模認可保育所が6施設、認可外保育所が1施設となる
2018年4月	保育士人材派遣事業の開始 保育士資格取得事業の開始 小規模保育施設9園を開園
7月	翔泳社が出版する福祉教科書「ゴロ合わせでらくらく暗記！保育士完全合格要点ブック」を受託 当社運営の小規模認可保育所が15施設、認可外保育所が1施設となる
2019年4月	神奈川県平塚市に当社初の企業主導型保育所「サンライズキッズインターナショナルスクール 湘南平塚校」を開校し、企業主導型保育事業を開始 小規模保育施設7園を開園
6月	児童福祉事業ICT化システム「Hoic」をリリース、ICT事業を開始 当社運営の小規模認可保育所が22施設、企業主導型保育所が1施設、認可外保育所が1施設となる 児童福祉事業ICT化システム「Hoic・GAKUDOU」が全国11施設の保育園・学童・子育て支援施設で導入となる
2020年	児童福祉事業ICT化システム「Hoic・GAKUDOU」が全国26施設の保育園・学童・子育て支援施設で導入となる

年 月	概 要
2021年 4月	兵庫県伊丹市に当社初の認可保育所「サンライズキッズ保育園 伊丹園」を開園し、認可保育事業を開始 小規模保育施設 6園を開園
5月	「カフェカイヤ」渋谷店を閉店
7月	本社を横浜市西区（GM21ビル）から横浜市西区（横浜ランドマークタワー）に移転  当社運営の小規模認可保育所が28施設、認可保育所が 1 施設、企業主導型保育所が 1 施設、認可外保育所が 1 施設となる 児童福祉事業ICT化システム「Hoic・GAKUDOU」が全国52施設と 6 自治体（56施設）の保育園・学童・子育て支援施設で導入となる
2022年 4月	小規模保育施設 9園を開園
5月	ベビーシッター事業を開始
7月	婚活事業を譲渡
12月	小規模保育施設 1園を開園  当社運営の小規模認可保育所が38施設、認可保育所が 1 施設、企業主導型保育所が 1 施設、認可外保育所が 1 施設となる 児童福祉事業ICT化システム「Hoic・GAKUDOU」が全国94施設と10自治体（84施設）の保育園・学童・子育て支援施設で導入となる
2023年 4月	小規模保育施設 3園を開園
12月	小規模保育施設 1園を開園  当社運営の小規模保育所が42施設、認可保育所が 1 施設、企業主導型保育所が 1 施設となる 児童福祉事業ICT化システム「Hoic・GAKUDOU」が全国142施設と14自治体（137施設）の保育園・学童・子育て支援施設で導入となる
2024年 4月	小規模保育施設 1園を開園
7月	株式移転により、株式会社エクシオホールディングス（資本金 5 千万円）を設立し、株式会社エクシオジャパンを完全子会社化
11月	小規模保育施設 1園を開園  当社運営の小規模保育所が44施設、認可保育所が 1 施設、企業主導型保育所が 1 施設となる 児童福祉事業ICT化システム「Hoic・GAKUDOU」が全国166施設と17自治体（153施設）の保育園・学童・子育て支援施設で導入となる
2025年 4月	小規模保育施設 5園を開園  当社運営の小規模保育所が49施設、認可保育所が 1 施設、企業主導型保育所が 1 施設となる 児童福祉事業ICT化システム「Hoic・GAKUDOU」が全国166施設と17自治体（153施設）の保育園・学童・子育て支援施設で導入となる
2026年 4月	小規模保育施設 3園を開園  当社運営の小規模保育所が52施設、認可保育所が 1 施設、企業主導型保育所が 1 施設となる 児童福祉事業ICT化システム「Hoic・GAKUDOU」が全国190施設と26自治体（171施設）の保育園・学童・子育て支援施設で導入となる

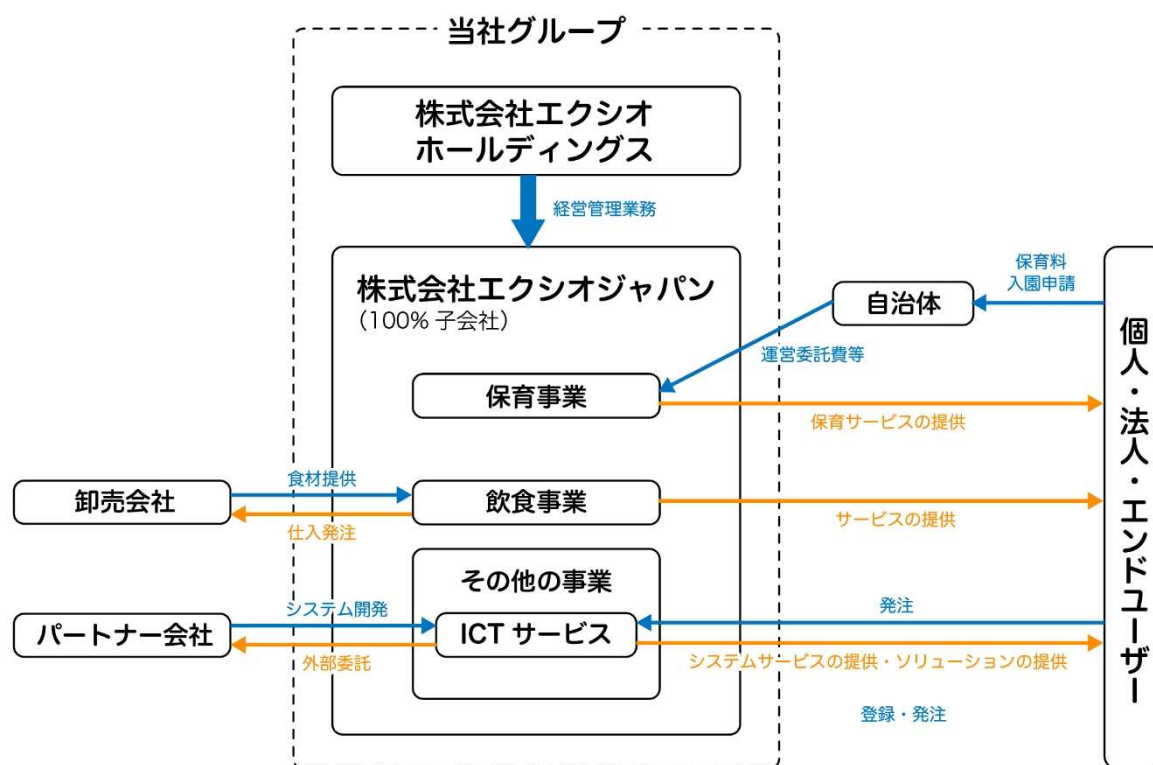
### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、持株会社の当社と子会社1社により構成されております。認可保育所の運営を中心とした「保育事業」、レストラン店舗運営を中心とした「飲食事業」及び「その他事業」として、子育て支援に関わるICTシステム開発・販売などのICTサービスを営んでおり、当社グループの事業はこの3つのセグメントとなっております。

当社グループは、「殻を破り、社会に貢献する企業になっていく」という経営理念を常に念頭に置き、事業活動を展開しています。そして保育事業と飲食事業を基盤にして、子どもたちの成長を促し、その将来の可能性を広げています。当社は、子どもたち、保護者の方々、地域コミュニティ及び保育を支えるスタッフ全員の幸せと満足を目指しています。また毎期ごとに明確な目標を設定し、それらの目標達成に向けて英知を集め、常に謙虚さを持ち、感謝の心を忘れずに、前進し続けることを心がけています。

セグメント	区分	主な内容
(1) 保育事業	サンライズキッズ保育園 サンライズキッズインターナショナルスクール	認可保育所の運営 小規模保育施設の運営 企業主導型保育所の運営
(2) 飲食事業	カイヤ	店舗運営
(3) その他事業	ICTサービス	子育て支援施設が使うICTシステム 開発・販売 インターネット写真販売サービスの 開発・運用

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。



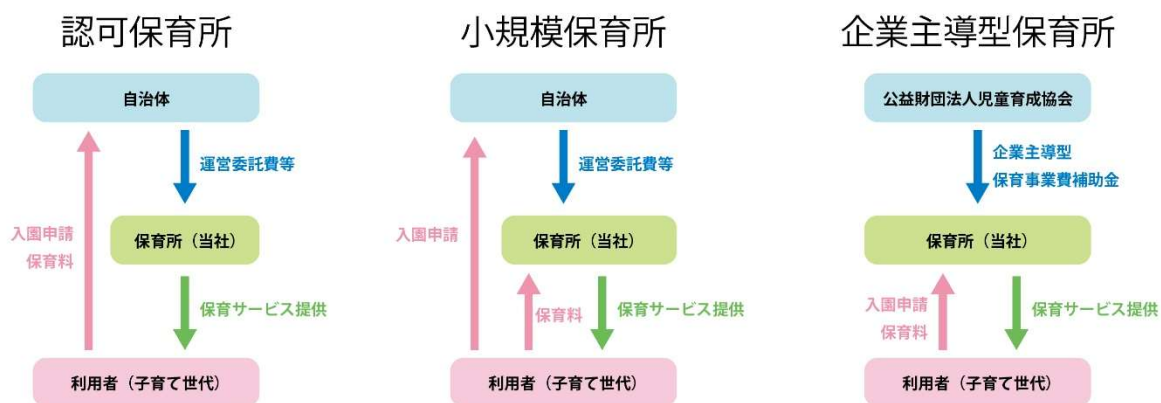
## (1) 保育事業

2026年3月31日現在、当社グループは全国に認可保育所1施設、小規模保育所49施設、企業主導型保育所1施設を直営で運営しています。認可保育所では0歳から就学前までの幼児を受け入れ、幼児教育カリキュラムに基づいた教育プログラムを提供しています。このカリキュラムには、英語・リトミック・体操・フラッシュカード・ドッツカード・絵本の読み合いなどが含まれており、専門家（大学教授・専門家）による最新の幼児教育指導を受けています。保護者に選ばれる保育園を目指し、保育士のサポート環境の整備に努め、高い在園率を誇る保育園として、子どもたちの健やかな成長を支援し、地域社会に貢献することを目指しています。

保育理念としては、「もっと輝け、明日のぼく・わたし！周りに光とパワーを与える、ぼかぼか暖かい太陽のような子になろう。」を掲げ、子ども達の主体性を尊重し、園での活動を通じて自己肯定感を高め、自己表現力や問題解決能力を育む支援を行っています。保育士は専門的な知識やスキルを継続的に研鑽し、保育の質の向上に努めています。また、働きやすい環境づくりやワークライフバランスの支援、ICTの導入などを通じて、職員の満足度向上にも取り組んでいます。

さらに保育施設では保育の見える化として、すべての保育室に見守りカメラを設置し、保育士と園児を守っています。保護者はアプリを登録していただくと園内カメラで保育中の活動の様子を見ることができます。保育園は乳幼児が安心して過ごせる場所であるべきですが、最近では不適切な保育も報じられ、保護者の不安が高まっています。このような状況を踏まえ、当社以外の保育園においても見守りカメラを導入し、“保育現場の見える化”が進みつつありますが、当社は保育の見える化推進の先駆者として引き続き事故防止、保護者の安心を優先に考えていきます。

運営方針としては、子どもたちの健やかな成長を支援し、保護者との信頼関係を築きながら、地域社会に貢献することを基本としています。保育サービスの対価として、認可保育所は自治体から委託費を、小規模保育は自治体からの委託費と利用者からの保育料を得て事業を行っています。さらに、全施設では給食の提供も行っており、子どもたちの栄養バランスを考慮した食事を提供しています。保育所の運営の事業モデルは以下のとおりです。



## (2) 飲食事業

2007年にハワイのオアフ島にオープンしたカイラと当社で日本国内での独占的フランチャイズ契約を結び、東京ディズニーリゾート内の商業施設イクスピアリに出店しています。フルーツたっぷりのパンケーキや人気のハワイ料理を提供し、多くのお客様から支持をいただいています。

2010年頃から日本でパンケーキブームが起これ、カイラオリジナルパンケーキも大変な人気となり、数年間は常に行列ができる人気店となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、私たちも厳しい状況に立たされました。店舗ではすぐにテイクアウトや非接触型セルフオーダーシステムの導入等を行い、営業時間の変更やスタッフの配置調整等でコロナ禍を乗り越えることができました。

カイラではレストランウェディングや団体予約の受け入れ、フラダンスショーなどのイベントに力を入れています。他店との差別化を図り、毎月の売上も着実に向上しています。

## (3) その他事業

主にICTサービスを運営しています。

ICTサービスは保育士が子どもと向き合う時間を増やし保育の質の向上を図ることを目的に、子育て支援施設が使うICTシステム開発を行っています。現在では全国26自治体、361施設の保育園・学童・子育て支援施設に導入されており、今後も順次導入を進めています。

システム名	特徴
Hoic	公立保育園向け、認可保育園向け、小規模保育園向け、企業主導型保育園向け、認可外保育園向けICT化業務支援管理システム
YOUCHIEN	幼稚園ICT化業務支援管理システム
KODOMOEN	認定こども園ICT化業務支援管理システム
GAKUDOU	学童ICT化業務支援管理システム
AZUKARI	一時預かり予約システム
すくすく	子育て支援センター入退室管理システム
降りたよシステム	園バス子ども置き去り防止対策システム
バスどこ	園バス位置情報システムで送迎バスの現在位置がリアルタイムで確認できるシステム
Hoicアプリ	出欠連絡や連絡帳の確認などができる保育園や施設に通う保護者専用のアプリ
フォトライク	インターネット写真販売サービス

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割 合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エクシ オジャパン	神奈川県横浜市	50,000	保育事業 飲食事業 その他事業	100.0	経営管理等 役員の兼任3名

(注) 1. 主要な事業の内容には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社エクシオジャパンについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

(主要な損益情報等)

①売上高 3,310,694千円

②経常利益 245,648千円

③当期純利益 188,986千円

④純資産額 1,204,174千円

⑤総資産額 2,000,570千円

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	保育事業	飲食事業	その他事業	共通	合計
従業員数(人)	307 (388)	12 (56)	4 (0)	24 (2)	347 (446)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート・アルバイトを含む)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております

##### (2) 発行者の状況

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、内需及びインバウンド需要など、社会活動の正常化の流れが進む一方で、地政学リスクを背景とする原材料価格の高騰、原油価格の上昇による物流コストの増加や、人件費の増加等に伴う物価高騰による個人消費への影響に加え、アメリカの今後の政策動向、金利上昇による企業収益の影響等、景気の先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループが属する子育て支援事業を取り巻く環境は、こども家庭庁が推進するこども・子育て支援強化策を盛り込んだ「こども未来戦略」が2023年12月に閣議決定されました。また、「こども・子育て支援加速化プラン」が2024年度から2026年度までを集中取組期間とし、「すべてのこども・子育て世帯への支援」、「共働き・共育での推進」などの少子化対策を加速させるこども・子育て応援の強化策をスタートしております。そのため、共働き家庭の増加に伴い、柔軟な保育サービス（短時間保育、一時預かりなど）の需要が高まっています。また、保育の質向上を目指し、職員配置基準の改善や保育士の処遇改善が進められており、デジタル技術を活用した業務効率化（DX）が進展し、保育現場でのICT化が進んでいます。

このような状況の中、当社は、2024年7月1日に単独株式移転により株式会社エクシオジャパンの完全親会社として設立されました。

保育事業におきましては、高まる保育所ニーズや女性の社会進出による様々なニーズに応えるべく、2025年4月開園の小規模保育事業設置運営事業者として5地域選定されました。また、サービスの質向上に向け、保育士の処遇改善等取り組みを強化してまいりました。

飲食事業におきましては、外食需要の回復に伴い、集客力を強化する様々な対策を行いました。また、原材料費の高騰が続いており、価格設定やメニュー構成の見直しを行いました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高3,310,694千円、営業利益229,869千円、経常利益260,168千円、親会社株主に帰属する当期純利益は202,975千円となりました。

##### ①保育事業

保育事業におきましては、当連結会計年度において新規に開設した施設が5施設あり、各施設において保育の質向上及び効率的な施設運営に注力いたしました。

その結果、2026年3月末日における保育園の数は認可保育所が1施設、小規模保育所が49施設、企業主導型保育所が1施設、合計51施設となり、保育事業の売上高は2,911,184千円、セグメント利益は541,515千円となりました。

##### ②飲食事業

飲食事業におきましては、幅広くお客様にご利用いただくため新メニューの開発に注力し、お客様に楽しく元気になっていただけるカフェを目指し、さらなるサービス向上に努めてまいります。その結果、飲食事業の売上高は334,269千円、セグメント利益は15,726千円となりました。

##### ③その他

ICT事業を含むその他の事業におきましては、新規自治体獲得3件（3施設）、民間18件を獲得しました。その結果、その他の事業の売上高は65,240千円、セグメント損失は14,431千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業キャッシュ・フロー384,333千円を獲得した一方、投資キャッシュ・フロー694,820千円を費消し、財務キャッシュ・フロー15,242千円を獲得いたしました。その結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高207,091千円となっております。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は384,333千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が275,930千円、減価償却費が89,481千円等によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は694,820千円となりました。これは主に、新規開園にかかる有形固定資産の取得による支出577,539千円、定期預金の預入による支出100,148千円等によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、増加した資金は15,242千円となりました。これは主に、保育補助者雇上げによる借入増加16,727千円等によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比 (%)
保育事業	2,911,184	—
飲食事業	334,269	—
その他事業	65,240	—
合計	3,310,694	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当社は2024年7月1日設立のため、前年同期比については記載しておりません。  
3. 主な都道府県別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

地域別	販売高(千円)	割合 (%)
千葉県	781,485	23.6
神奈川県	440,001	13.3
滋賀県	350,226	10.6
その他	1,738,981	52.5
合計	3,310,694	100.0

### 3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

社名であるエクシオには、ラテン語で”殻を破る”という意味があります。

当社グループは、「殻を破り、社会に貢献する企業になっていく」を経営理念に掲げております。

保育事業につきましては、最高の養護と教育を提供します。さらには、ICTで時代の変化に柔軟に対応しながら、子どもたちの成長とそれに携わる方々の業務をサポートしていきます。

飲食事業につきましては、ハワイのリゾート感あふれるお店を追求し、食とサービスにおいてお客様に期待以上の満足をしていただけるよう、日々精進してまいります。

#### (2) 人材の育成・確保

当社グループは、保育施設の拡大とともに保育士や栄養士などの専門職、飲食事業のパート・アルバイト、その他事業での営業社員やシステム開発技術者など、多岐にわたる人材を必要としています。経営理念の実現には、これらの人材の確保と育成が欠かせません。当社は新卒者や中途採用者を積極的に採用し、人材の定着にも注力します。

さらに、給与体系の見直しや業務の効率化を推進することで、働きやすい環境を整えることに努めています。また、スタッフのスキル向上とモチベーションを高めるために、研修プログラムの充実にも力を入れています。これらの取り組みを通じて、継続的に優秀な人材の確保に努めてまいります。

#### (3) 財務体質の強化

当社の掲げる事業戦略の実現のためには、財務基盤の強化と安定的な資金調達が必須の課題であると認識しています。この目的のために、財務分析を通じて自社の財務上の課題を明確にし、それに基づいて財務体質の改善と財務管理体制の強化に取り組んでいます。この取り組みにより、中長期的に安定した成長を支える資金調達を実現してまいります。

#### (4) 営業・マーケティング力の強化

当社は主力事業である保育園の新規開拓や各自治体向けのICT導入提案において、営業力の強化に力を入れてまいります。これには、必要な情報収集やプレゼンテーション技術の向上が含まれます。これらの能力を強化することで、より効果的な営業戦略を展開し、市場での競争力を高めていきます。

#### (5) 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの推進

当社は、持続可能な成長と企業価値の向上を目指してコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めています。この目的のため、意思決定プロセスの迅速化と業務執行の効率化、さらには適切な監督体制の構築を進めています。また、経営の健全性と公正性をさらに高めるため、リスク管理、コンプライアンス強化、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣及び従業員への研修実施を通じて、内部管理体制とコーポレート・ガバナンスを一層強化していく方針です。

#### 4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 少子化について

当社は、保育事業を主要な事業としており、認可保育所・小規模保育及び受託保育事業を展開しております。少子化が急速に進行し、市場が著しく縮小した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 法的規制等について

事業活動を行う上で、「児童福祉法」、「建築基準法」、「食品衛生法」等様々な法規制の適用を受けております。法令・諸規則遵守の強化を図るため、内部管理体制の整備・強化に努めております。しかしながら、今後、国や自治体の方針の変更による法令等の改正が実施され、補助金の削減や株式会社による保育所の開設が認められなくなる等の方針転換がなされた場合や、今後、何らかの原因により許認可や指定が行政機関から取消された場合、法律に抵触する事態が生じた場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

セグメント の名称	法令名	許認可等 の名称	監督官庁	主な取消事由
保育事業	児童福祉法	認可、認証、 認定等 企業主導型保 育に係る助成	厚生労働省 内閣府 都道府県及び 市町村	関係法令の規定水準に達しない場合 や給付費の請求に関し不正があった とき 改善命令や事業の停止命令に従わ ず、違反したとき
	労働者派遣法	一般労働者派 遣事業許可	厚生労働省	許可の欠格事由に該当するとき（労 働者派遣法第6条に定められている 条項に抵触した場合等） 労働者派遣事業の適正な運営の確保 及び派遣労働者の就業条件の整備等 に関する法律もしくは職業安定法の 規定又はこれらの規定に基づく政省 令もしくは処分に違反したとき
	職業安定法	職業紹介事業 許可	厚生労働省	許可の欠格事由に該当するとき（職 業安定法第32条に定められている条 項に抵触した場合等） 職業安定法の規定又はこれらの規定 に基づく政省令もしくは処分に違反 したとき
	建築基準法	許可	国土交通省 都道府県及び 市町村	建築物の敷地・設備・構造・用途等 の規定水準に達しないとき
	食品衛生法	許可	厚生労働省 都道府県	食中毒等の事故を起こしたとき
飲食事業	食品衛生法	許可	厚生労働省 都道府県	食中毒等の事故を起こしたとき

##### (3) 国や自治体による方針や関連法規制等の改訂等について

保育所の設置認可に係る規制緩和が2000年に実施され、株式会社の参入が認められるなど、国及び自治体は待機児童解消に向け、様々な施策を実施しております。しかしながら、今後国や自治体の方針の変更による法令等の改正が実施され、補助金の削減や株式会社による保育所の開設が認められなくなる等の方針転換がなされた場合に、当社の業績に影響を与

える可能性があります。

#### (4) 人材の確保及び育成について

保育事業では新規施設の増加に伴い、保育士や栄養士、調理スタッフの確保が必要となっております。採用活動の強化のため、ホームページでの採用活動、ポスティングの採用活動、社員紹介制度の構築等の施策も実施しております。また、教育研修制度の充実を進め、人材の育成と離職率の低下に向けた取り組みを行っております。しかしながら、施設数の増加に人材の確保が追いつかない場合には、既存施設の運営や新規施設の開園計画に遅延等を及ぼす可能性があります、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

飲食事業は、その多くが労働集約型であり、事業を遂行する上で労働力としての人材確保が重要であります。必要な人材の確保と育成がままならない場合、お客様を満足させることができないサービスを提供することになり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、重要な当該リスクが顕在化する可能性は現時点で認識しておりますが、人手不足による軽微な影響は発生しております。当該リスクへの対応につきましては、採用活動を通じ、安定して人材の確保ができるよう努めております。また、飲食事業では外国人労働者の積極的な採用も一つの対策として考えます。外国人労働者を採用する際には、出入国管理及び難民認定法などの法令を遵守し、労働力の安定確保に努めてまいります。

ICTサービスでは、優秀な人材の採用と育成に努めておりますが、優秀な人材の確保ができない場合は、顧客ニーズや技術革新に対応できず、事業展開が制約され、事業計画を達成できない可能性があります。

#### (5) 運営施設における事故等のリスクについて

保育施設等の運営において見守りカメラの設置や整理整頓の徹底、安全に対するマニュアルを設置し、園児の安全を確保する体制を整備しており、過去に業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一重大な事故等が発生し、所管する自治体等からの事業停止命令を受けた場合や、保護者等から損害賠償請求を受けた場合、ならびに風評被害等により多数の園児の退園が生じた場合には、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (6) 自然災害について

当社の運営する施設は全国に点在しております。そのため大規模な地震や火災・集中豪雨等による水害等の発生により、園児や従業員、施設の建物が被害を受けた場合、当該施設のすべての運営が困難とはなりません、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また飲食事業は、緊急時における社内体制の整備や事故防止の対策を講じておりますが、当社が営業する店舗や施設の周辺において大規模な自然災害や予期せぬ事故等が発生し、店舗や施設に物的損害や人的被害を被った場合及び商品やその他資材等の調達先に影響する何らかの事故等が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 大規模感染症、伝染病等について

世界的に拡大した、新型コロナウイルス感染症のような大規模感染症や、伝染病の流行等による不測の事態が発生した場合には、全社員の就業時間中におけるマスク着用の徹底、出勤時のアルコール消毒と手洗い、体温管理などを実施し、感染症の拡大及びそれに伴う影響を最小限にとどめるための対応等に当たりますが、感染症の影響が当社の想定を上回る規模に拡大することや、緊急事態宣言等の発令により営業を制限された場合、施設や店舗の休業

や営業活動及び現場作業の停止等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 季節変動について

保育所は4月に新規開設されるものが大部分となっております。そのため、上半期において、多額の開設準備費用が計上される傾向にあります。また保育事業においては、毎年4月になると2歳児等クラスが連携園へ進級する一方、新規0歳児は月齢を満たした後に入園することから、児童数が一時的に減少する傾向があります。このため、上半期は下半期と比較して在園率が減少する傾向があります。

(9) 個人情報の保護について

当社は、事業を通じて取得した園児をはじめ、保護者や顧客が保有している個人情報を保有しております。当社による個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理は事業運営上の重要事項と捉えております。当社は「個人情報保護規程」、「特定個人情報取扱規程」、「情報セキュリティ規程」を制定し、社内教育等を行うことで、適切な運用に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセスやその他予期せぬ事態により、情報漏洩が発生した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) インターネットによる風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性に関わらず、ブランドイメージの低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。具体的には当社役員や従業員による事件・事故・不祥事や、法令違反などの不適切行為、当社サービスにご満足いただけなかった場合などを想定しております。当社では、当該リスクを最低限に抑えるため、社内でのコンプライアンス研修、定期的な内部監査の実施、内部通報制度の運用、反社会的勢力排除研修等に取り組んでいます。また、風評被害の恐れのある情報を監視するとともに、リスクが認識された場合には、法令・規則に則り迅速に対応する体制を整えています。

(11) 食品の安全性に伴うリスクについて

保育事業では園児に対して給食を提供していることから食品衛生法に基づき、厳正な食材管理並びに衛生管理を実施し、食中毒などの事故防止に努めております。飲食事業は、食の「安全」と「安心」を守るために様々な取り組みを進めておりますが、製造過程や店舗等での販売時点において異物混入等が発生した場合や食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、お客様からの信用の低下により、いずれも当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システムリスクについて

ICTサービスにおいては、コンピュータシステム、クラウドサービスや通信ネットワークに依存しております。そのため、システム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、システムの稼働状況の監視、システムの二重化、バックアップ、各種セキュリティ対策等により未然防止策を実施しております。しかし、このような対応にもかかわらず、大規模なシステム障害の発生、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入等により、コンピュータシステムの停止、重要データの流出・破壊・改ざん等が生じ

た場合には、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) テーマパークへの依存について

飲食事業はディズニーリゾート内のイクスピアリで営業しているため、テーマパークの営業時間や季節性によって集客が大きく左右され、来客数の安定化が課題です。テーマパークの人気や新規施設のオープンなど競合環境の変化により、集客や売上に影響が出るリスクも考えられます。また、テーマパークが閉園するなど観光客の流入が途絶えるリスクも当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) ライセンス契約について

飲食事業はハワイ本店のKaila Enterprises DBA Café Kailaとのライセンス契約を行って、事業を展開しています。これらのライセンス契約が破綻した場合、カフェカイルというブランドを使用し、運営をすることができなくなるため、その際は当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) システム開発・構築支援事業について

ICTサービスにおけるシステム開発・構築支援事業では、案件を受注する前に徹底的な審査を行っております。しかし、受注後にプロジェクトの進行が遅延した場合は、コストの増加・機会費用の発生・遅延損害金の発生等により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 創業者依存について

当社の代表取締役である佐伯猛は、株式会社エクシオジャパンの創業者であります。同氏は保育業界に精通しており、経営戦略等の策定において重要な役割を果たしております。当社では、役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何らかの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合は、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(17) 担当J-Adviserとの契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないとき

は、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間に、において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

## ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものである

こと。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である

甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約期間	契約内容
株式会社エクシオジャパン	Kaila Enterprises DBA Café Kaila	カフェカイラライセンス契約	2020年6月1日から2027年5月31日まで	年間ライセンスフィー及び店舗内におけるグッズ販売フィー

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【連結財務諸表等】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ224,757千円減少し、638,807千円となりました。これは、主に、現金及び預金が195,095千円、売掛金が24,423千円減少したこと等によるものです。

固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ374,182千円増加し、1,380,788千円となりました。これは、主に、保育園新規開園にかかる有形固定資産が365,380千円増加したこと、無形固定資産が7,985千円増加したこと等によるものです。

この結果、総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ149,425千円増加し、2,019,595千円となりました。

#### (負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ89,047千円減少し、376,011千円となりました。これは、主に、未払金が16,038千円減少したこと、未払法人税等が84,119千円減少したこと等によるものです。

固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ35,496千円増加し、424,152千円となりました。これは、主に、長期借入金が10,929千円増加したこと、繰延税金負債が16,360千円増加したこと等によるものです。

この結果、負債合計の残高は、前連結会計年度末と比べ53,550千円減少し、800,164千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ202,975千円増加し、1,219,431千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、利益剰余金が202,975千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績に記載しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】に記載しております。

(5) キャッシュ・フローの状況

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況に記載しております。

(6) 運転資本

当連結会計年度末から12か月間の運転資本は、自己資金があることから十分であると認識しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】に記載しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、2026年4月に開設予定の施設への設備投資を中心に、146,674千円（補助金等による圧縮記帳額31,514千円控除後）の設備投資を実施しました。

### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

#### (1) 発行者

重要な設備の取得及び除売却はありません。

#### (2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員 数 (名)
				建物 (千円)	構築物 (千円)	器具及び 備品 (千円)	土地 (千 円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社 エクシオ ジャパン	本社（神奈川県横浜 市西区みなとみ らい）	全社 その他事業	事務所	22,972	-	5,488	290,434	1,963	320,859	41 (2)
	サンライズキッズ 保育園 松川園 （長野県北安曇郡 松川村）	保育事業	保育施設	87,871	8,286	863	25,000	-	122,021	- (-)
	サンライズキッズ 保育園 北松本園 （長野県松本市宮 沢）	保育事業	保育施設	40,076	4,784	648	14,574	-	60,083	- (-)
	サンライズキッズ 保育園 白馬園 （長野県北安住郡 白馬村）	保育事業	保育施設	15,852	1,483	94	29,968	-	47,399	7 (4)
	サンライズキッズ 保育園 境港園 （鳥取県境港市 中野町）	保育事業	保育施設	30,536	0	90	8,511	-	39,139	6 (9)
	サンライズキッズ 保育園その他50園	保育事業	保育施設	537,018	10,491	5,729	21,008	-	574,247	281 (375)
	カフェカイヤ （千葉県浦安市舞 浜）	飲食事業	店舗設備	18,925	0	2,832	-	-	21,758	12 (56)
	合計			753,253	25,045	15,746	389,497	1,963	1,185,508	347 (446)

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書きしております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当社グループの重要な設備等の新設等の計画はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

当社グループの重要な設備等の除却等の計画はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	840,000	630,000	210,000	210,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	840,000	630,000	210,000	210,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 株式会社エクシオホールディングス第1回新株予約権

決議年月日	2024年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員1名、子会社役員1名及び従業員等19名
新株予約権の数(個) ※	76(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 76(注)1.3
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	4,953(注)2.3.4
新株予約権の行使期間 ※	2024年7月1日から2027年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 4,953 資本組入額 2,477
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3

※当事業年度末(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

#### (注)

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\quad}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{振込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新株発行株式数} \end{array}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第2条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
前記3. に準じて決定する。
  - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由
    - 1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
    - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

株式会社エクシオホールディングス第2回新株予約権

決議年月日	2024年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員1名、子会社役員1名及び従業員等28名
新株予約権の数(個) ※	1,097(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,097(注) 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,427(注) 2. 3. 4
新株予約権の行使期間 ※	2024年7月1日から2028年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,427 資本組入額 1,714
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3

※当事業年度末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる

1

調整後行使金額 = 調整前行使金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{振込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新株発行株式数} \end{array}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第2条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### ⑥ 新株予約権の行使の条件

前記3. に準じて決定する。

##### ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

##### ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

##### ⑨ 新株予約権の取得事由

- 1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
- 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

#### 株式会社エクシオホールディングス第3回新株予約権

決議年月日	2024年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員1名、子会社役員1名及び従業員等40名
新株予約権の数（個） ※	935（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 935（注）1. 3
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	2,775（注）2. 3. 4
新株予約権の行使期間 ※	2024年7月1日から2029年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,775 資本組入額 1,388
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3

※当事業年度末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使金額＝調整前行使金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{振込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{新株発行株式数}
 \end{array}
 }$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第2条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
前記3. に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
- 1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
  - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

株式会社エクシオホールディングス第4回新株予約権

決議年月日	2024年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員1名、子会社役員1名及び従業員等12名
新株予約権の数（個） ※	3,330（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 3,330（注）1. 3
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	4,045（注）2. 3. 4
新株予約権の行使期間 ※	2024年7月1日から2032年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,045 資本組入額 2,023
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3

※当事業年度末（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）

1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり振込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第 2 条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
前記3. に準じて決定する。
  - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由
    - 1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
    - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

株式会社エクシオホールディングス第5回新株予約権

決議年月日	2025年2月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員2名、子会社役員1名及び従業員等34名
新株予約権の数（個） ※	61（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 6,100（注）1. 3
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	4,100（注）2. 3. 4
新株予約権の行使期間 ※	2027年2月18日から2040年2月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,100 資本組入額 2,050
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3

※当事業年度末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使金額＝調整前行使金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり振込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第2条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### ⑥ 新株予約権の行使の条件

前記3. に準じて決定する。

##### ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

##### ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

##### ⑨ 新株予約権の取得事由

- 1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
- 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年4月1日～ 2026年3月31日	—	210,000	—	50,000	—	—

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1	—	—	2,099	2,100	—
所有株式数の 割合 (%)	—	—	—	0.05	—	—	99.95	100	—

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式 を除く）の総数に対す る所有株式数の 割合（%）
佐伯 猛	神奈川県横浜市	209,900	99.95
株式会社 ONODERA GROUP	東京都千代田区	100	0.05
計	—	210,000	100

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 210,000	2,100	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	210,000	—	—
総株主の議決権	—	2,100	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

1 【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策の状況】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、経営環境や業績の状況及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当ができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、更なる事業拡大に向け、保育施設の新規開設などの設備投資等の原資に充当してまいります。

## 4【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における取引価格であります。  
2. 2025年10月から2026年3月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 1 名（役員のうち女性の比率14.3%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株 式数 (株)
代表取締役		佐伯 猛	1968年 5月13日	1992年4月 2001年11月 2004年2月 2024年7月	千代田生命保険相互会社入社 有限会社エクシオジャパン設立 代表取締役就任 株式会社エクシオジャパンへ組 織変更代表取締役就任（現任） 当社設立 当社代表取締役就任 （現任）	(注) 4	(注) 6	209,900
取締役	事業推進 管掌	菊池 千佳	1981年 5月16日	2004年4月 2005年5月 2020年11月 2024年7月	株式会社大成社入社 株式会社エクシオジャパン入社 同社取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 4	(注) 6	—
取締役	WEB管掌	鈴木 啓介	1983年 3月2日	2005年4月 2009年10月 2020年1月 2024年7月 2024年8月 2026年4月	コンピュータシステム開発株式 会社入社 株式会社エクシオジャパン入社 同社取締役就任（現任） 当社取締役就任 当社取締役退任 当社取締役就任（現任）	(注) 4	(注) 6	—
取締役		服部 泰	1990年 8月6日	2017年12月 2026年6月	横浜みなとみらい法律事務所入 所 当社取締役就任（現任）	(注) 4	—	—
監査役		横山恒一 郎	1959年 7月31日	1983年4月 1998年2月 2001年5月 2005年9月 2018年4月 2025年8月 2026年1月	株式会社富士銀行（現株式会社 みずほ銀行）入行 公益財団法人金融情報システム センター出向 WORLD GATEWAY株式会社出向 同行みずほビジネス金融センタ ー 同行リテール・事業法人業務部 企業金融円滑化推進室 株式会社エクシオジャパン入社 当社監査役就任（現任）	(注) 5	(注) 6	—

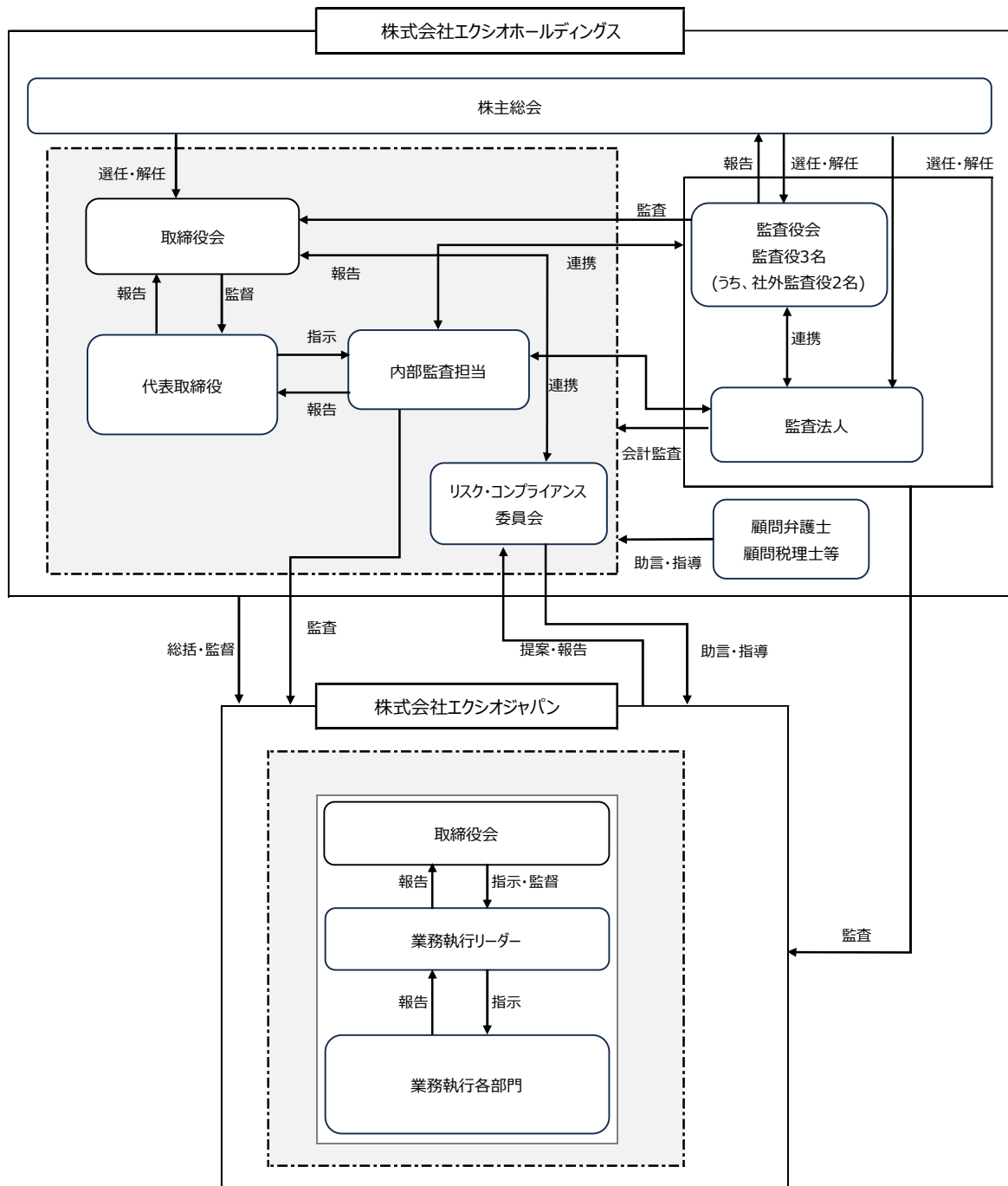
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役		小竹 誠	1960年 7月17日	1986年4月 1998年4月 2023年10月 2024年7月	等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 小竹公認会計士事務所開設 株式会社エクシオジャパン監査役就任(現任) 当社社外監査役就任(現任)	(注)5	(注)6	—
監査役		岡田 淳	1979年 3月11日	2002年10月 2008年1月 2012年1月 2016年11月 2020年4月 2026年1月 2026年3月	森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業)入所 ニューヨーク州弁護士登録 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー(現任) ワンダープラネット株式会社社外監査役(現任) セーフイー株式会社社外監査役 当社社外監査役就任(現任) セーフイー株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	(注)6	—
計								209,900

(注)

1. 取締役 服部 泰は、社外取締役であります。
2. 監査役 小竹 誠は、社外監査役であります。
3. 監査役 岡田 淳は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2026年6月26日開催の定時株主総会の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年2月26日開催の臨時株主総会の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2026年3月期における役員報酬の総額は、51,778千円を支給しております。
7. 佐藤 道子氏は2026年4月22日をもって、取締役を辞任いたしました。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



## ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、公共性の高い保育事業を展開しております。このため、法令の厳守と迅速で適切な経営判断及び業務執行を行い、コーポレート・ガバナンスを継続的に強化することに注力しています。さらに、持続可能な成長と発展を実現するためには、経営の効率と健全性を向上させることが不可欠であると考え、最良の経営管理体制を築くための取り組みを進めています。

## ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

### a. 会社の機関の基本説明

#### イ. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、4名（うち社外取締役1名）の取締役で構成されており、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、当社の重要な意思決定をはじめとする付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査役も出席し、取締役の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施しております。

#### ロ. 内部監査及び監査役会の状況

当社グループの内部監査は、企業規模を勘案し、専任部署は設けず代表取締役が任命する内部監査担当者が実施する体制としております。自己監査とならないよう、担当者3名体制としております。監査に当たっては各部署の業務活動全般に関して、職務分掌、職務権限、社内諸規程やリスクマネジメント、コンプライアンス等の観点から監査を行っております。監査の実施状況については、随時、代表取締役及び監査役に報告しています。内部監査で問題点が指摘された場合には、被監査部門に改善の勧告を行うとともに、改善状況の確認のための実査を実施しております。

当社の監査役会は3名（うち社外監査役2名）で構成され、監査役会規程に従い、毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。また、取締役会その他重要な会議等に参加し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

#### ハ. 会計監査

当社は、監査法人FRIQと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年3月期において監査を執行した公認会計士は山本毅氏、大賀隆史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、米国公認会計士1名、その他2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ニ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、各部長、監査役及び取締役会で定める者を委員として、3か月に1回開催しております。なお、リスク・コンプライアンスの責任者は経営管理部門の執行役員が担当しております。

## ③内部統制システムの整備の状況

### a. 内部統制システム整備における基本方針

当社グループの内部統制システムの整備にあたっては、当社取締役会において決議された下記の基本方針に則るものとする。

イ. 事業活動の効率性・有効性・収益性を向上させる体制を確立すること。

ロ. 財務諸表作成の適正性・正確性を確保する体制を確立すること。

ハ、事業活動に係る各種関係法令・社会規範を遵守し、適正な企業統治を行う体制を確立すること。

ニ、会社資産の取得・使用・処分を正当な手続のもとに行い、会社資産の保全を図る体制を確立すること。

ホ、実効性のある内部統制システムを整備・運用することにより企業の社会的責任を果たし、企業価値の向上を図ること。

b. 対象会社

当社グループの内部統制システムの整備及び運用における対象会社は、当社子会社及び当社グループの連結経営上重要な会社で特に指定した会社とする。

c. 内部統制システム構築の基本方針

内部統制システムを構築するために必要なものとして下記の体制を整備するものとする。

イ、取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

企業の経営理念の実現及び社会への貢献をするための普遍的事項を定めるコンプライアンス方針に則り、当社グループの役職員は職務の執行にあたりコンプライアンス方針を行動規範として遵守するものとする。また、コンプライアンス体制の構築、整備、維持を図るため、内部監査チームを設置し、社内業務の実施状況の把握、業務執行における法令、定款及び社内規程等の遵守状況調査などを定期的実施する。内部監査チームは調査結果を対象部門へ通知し、改善を求めるとともに取締役会及び監査役に対して適宜報告を行うものとする。

ロ、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理するものとし、取締役及び監査役からの閲覧要請に迅速に対応できる管理体制を維持する。また、当社事業の基幹資産である会員の登録情報等の個人情報については、当社が制定する「個人情報保護規程」に基づき、個人情報に関する帳票、文書、データ等を保存及び管理する。

ハ、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①業務遂行にあたっては、各種社内規程において、業務遂行の手順を明確に定めることによりリスク発生の防止に努める。

②当社グループのリスクを統括する部門は管理部とする。

③当社グループの各支店・支社は、それぞれ行う事業に付随するリスクを常時把握し、リスク対策の必要性の有無の検討、リスク低減のための対策の実施、実施したリスク対策の評価・検証・改善等の状況を管理部へ報告する。

ニ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎として、定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を図り、取締役間の意思疎通を確保するものとする。また、取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を検討・協議する。

ホ、当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は事業持株会社であり、当社子会社を含め当社グループ全体における企業統治を行うこととし、当社グループのコンプライアンス体制・リスク管理体制・内部統制システムの整備は、当社グループ全体を対象とする。また、当社から子会社に役員を派遣するものとし、各子会社の管掌役員は、子会社の業務及び取締役等の職務執行状況を、当社の取締役会等重要な会議で報告するものとする。

へ。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役スタッフを配置することとする。当該スタッフの人事異動、考課については、監査役の事前の同意を得たうえで決定することで、取締役からの独立性を確保するものとする。また、当該スタッフは原則専任とし、取締役、他の使用人の指示命令は受けないものとする。

ト。取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、従業員などから報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告を理由として不当な取扱いを受けないことを確保する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社の業務、業績に影響を与える重要な事項が発生又は発生する恐れが判明した場合には、速やかに監査役に報告するものとする。監査役は、当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して、上記の報告事項その他業務執行の状況等について報告を求めることができるものとする。当社は、報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。さらに、監査役は、リスク・コンプライアンス委員会・相談窓口担当者と適宜必要な情報交換、意見交換を行うなど連携を保ち、監査の充実を図る。

チ。財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築するとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

リ。反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした姿勢をもって対応する。

d. 管掌及び業務所轄部門

内部統制システムの構築、運用の管掌は当社代表取締役とし、業務所轄部門は管理部とする。

e. 権限

管理部は、取締役会において決定した内部統制システム整備における基本方針に基づき、対象会社への命令・調査等の権限を有する。

f. 情報の伝達

内部統制の有効性を維持、向上するために、財務報告に係る重要な情報は、通知・通達等により子会社に伝達し情報の共有を図るものとする。

#### ④内部監査及び監査役会の状況

当社の内部監査は、代表取締役の直下に内部監査担当者3名を配置しており、業務を監査しております。当社及び当社子会社の各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対して報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めると等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

#### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。

また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役を1名選任し、社外監査役は2名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

また、社外取締役及び社外監査役と当社の間には人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては客観的かつ中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう考慮しております。

#### ⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	役員退職慰労 金	
取締役	46,708	46,708	—	—	—	4
監査役	5,070	5,070	—	—	—	3
計	51,778	51,778	—	—	—	7

#### ⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

#### ⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

#### ⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議について、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

#### ⑪自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### ⑫中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### ⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨と、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（監査役であったものを含む。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

#### ⑭株式の保有状況

該当事項はありません。

### (2) 【監査報酬の内容等】

#### ①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	14,500	—
連結子会社	—	—
計	14,500	—

#### ②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

#### ③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

#### ④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案し、適切に決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人FRIQによる監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※3	642,381	※3	447,285
売掛金		145,546		121,123
未収入金		8,956		9,457
商品		2,899		2,674
貯蔵品		27,293		20,854
その他		36,488		37,413
流動資産合計		863,565		638,807
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)		727,668		753,253
構築物(純額)		11,469		25,045
工具、器具及び備品(純額)		21,500		15,746
土地		59,488		389,497
その他		-		1,963
有形固定資産合計	※2.4	820,127	※2.4	1,185,508
無形固定資産				
ソフトウェア		11,507		19,522
その他		693		663
無形固定資産合計		12,201		20,186
投資その他の資産				
敷金及び保証金		171,907		172,788
繰延税金資産		-		254
その他		6,024		5,135
貸倒引当金		△3,655		△3,084
投資その他の資産合計		174,276		175,093
固定資産合計		1,006,605		1,380,788
資産合計		1,870,170		2,019,595

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	8,907	11,155
未払金	267,313	251,274
未払費用	35,167	43,269
未払法人税等	99,136	15,016
前受金及び契約負債	※5 24,662	※5 27,501
その他	29,871	27,792
流動負債合計	465,058	376,011
固定負債		
長期借入金	16,178	27,107
資産除去債務	356,849	365,056
長期預り金	2,660	2,660
繰延税金負債	12,968	29,328
固定負債合計	388,655	424,152
負債合計	853,714	800,164
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金	966,456	1,169,431
株主資本合計	1,016,456	1,219,431
純資産合計	1,016,456	1,219,431
負債純資産合計	1,870,170	2,019,595

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	※ 1 2,162,583	※ 1 3,310,694
売上原価	1,724,342	2,767,883
売上総利益	438,241	542,810
販売費及び一般管理費	※ 2 206,150	※ 2 312,941
営業利益	232,091	229,869
営業外収益		
受取利息	295	1,442
為替差益	-	13
受取家賃	12,776	20,530
債務免除益	14,691	4,313
補助金収入	-	512
その他	1,926	3,574
営業外収益合計	29,689	30,386
営業外費用		
為替差損	20	-
雑損失	669	87
営業外費用合計	690	87
経常利益	261,090	260,168
特別利益		
事業譲渡益	54	-
補助金収入	38,199	88,259
特別利益合計	38,253	88,259
特別損失		
固定資産圧縮損	※ 3 31,514	※ 3 72,497
特別損失合計	31,514	72,497
税金等調整前当期純利益	267,829	275,930
法人税、住民税及び事業税	82,841	56,849
法人税等調整額	7,791	16,105
法人税等合計	90,632	72,955
当期純利益	177,196	202,975
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	177,196	202,975

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	177,196	202,975
包括利益	177,196	202,975
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	177,196	202,975
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年 7月 1日 至 2025年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	789,259	839,259	839,259
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	177,196	177,196	177,196
当期変動額合計	-	177,196	177,196	177,196
当期末残高	50,000	966,456	1,016,456	1,016,456

当連結会計年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	50,000	966,456	1,016,456	1,016,456
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	202,975	202,975	202,975
当期変動額合計	-	202,975	202,975	202,975
当期末残高	50,000	1,169,431	1,219,431	1,219,431

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	267,829	275,930
減価償却費	63,527	89,481
補助金収入	△38,199	△88,771
固定資産圧縮損	31,514	72,497
債務免除益	△14,691	△4,313
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	73	△570
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△37,344	-
受取利息	△295	△1,442
為替差損	0	-
受取家賃	△12,776	△20,530
売掛金の増減額 (△は増加)	△92,315	24,423
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△19,195	6,852
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,469	2,248
未払金の増減額 (△は減少)	58,115	20,263
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,554	8,102
前受金及び契約負債の増減額 (△は減少)	△50,719	2,839
未払消費税の増減額 (△は減少)	7,956	△2,779
その他の資産の増減額 (△は増加)	9,703	△297
その他の負債の増減額 (△は減少)	3,052	699
その他	21,897	29,924
小計	197,047	414,558
利息の受取額	295	1,442
家賃の受取額	12,776	20,530
補助金の受取額	38,199	88,771
法人税等の支払額 (△は支払)	△28,169	△140,969
営業活動によるキャッシュ・フロー	220,148	384,333
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△149,558	△577,539
無形固定資産の取得による支出	△8,010	△16,012
敷金及び保証金の返還による収入	175	911
敷金及び保証金の預入による支出	△18,023	△2,031
定期預金の預入による支出	△2	△100,148
その他	1,300	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△174,119	△694,820

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△50,000	-
長期借入れによる収入	8,252	16,727
長期借入金の返済による支出	△34	△1,484
財務活動によるキャッシュ・フロー	△41,782	15,242
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,246	△295,244
現金及び現金同等物の期首残高	498,089	502,336
現金及び現金同等物の期末残高	※ 502,336	※ 207,091

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社エクシオジャパン

(注) 当社は、株式会社エクシオジャパンによる株式移転に伴い、2024年7月1日に設立された持株会社であり、当社と株式会社エクシオジャパンの2社で構成しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品 最終仕入原価法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ロ. 貯蔵品 総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法によっております。

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

(主な耐用年数)

- ・建物 … 6～22年
- ・構築物 … 10～30年
- ・器具及び備品… 3～10年

② 無形固定資産 定額法によっております。

(主な耐用年数)

- ・販売用ソフトウェア … 2～5年
- ・自社利用のソフトウェア… 5年

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 保育事業

主に自治体との契約等に基づき契約期間において保育園等の運営を行うことにより、一定の委託費の収入を得ております。当該委託費については、自治体との契約等により定められた期間において、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。また、一部の売上については保護者との契約により園児等への保育サービスを提供することにより収入を得ております。当該収益については、一定期間園児等を預かりその期間内に一定の保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなります。保育サービスは、主に保育時間、食事等のサービスの提供を元に収益額が計算されます。サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

② 飲食事業

飲食事業の主な収益は、飲食サービスの提供であり、一時点で充足される履行義務として、サービス提供完了時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

(5) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場より円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税につきましては、発生年度の費用として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

① 当連結会計年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	—	—
有形固定資産	820,127	1,185,508
無形固定資産	12,201	20,186

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、保有する固定資産のグルーピングを各保育所等の事業所単位としております。営業活動による損益が継続してマイナスとなる事業部門及び全社資産のうち解約する事が決定した施設については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の減損損失に計上しております。

当該有形固定資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しております。将来キャッシュ・フローの見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づき算定しております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には、損失が発生する可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

損益計算書の一貫性および明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、前連結会計年度において区分掲記していた営業外収益の「補助金収入」については、当事業年度より特別利益の「補助金収入」として区分掲記し表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「補助金収入」38,199千円は、「特別利益」の「補助金収入」38,199千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「定期預金の預入による支出」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,298千円は、「定期預金の預入による支出」△2千円、「その他」1,300千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### (連結貸借対照表関係)

##### 1. 当座貸越契約

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	300,000千円	160,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	300,000	160,000

##### ※2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	628,975千円	703,567千円

※3. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

(イ) 担保資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
定期預金 (連結貸借対照表上は「現金及び預金」)	140,045千円	—
計	140,045	—

(ロ) 担保付負債

該当事項はありません。

担保資産については、金融機関との当座貸越契約の担保に供しております。

※4. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
圧縮記帳額	31,514千円	72,497千円

※5. 前受金及び契約負債のうち、顧客との契約から生じた債務及び契約負債の金額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
前受金	10,396千円	11,386千円
契約負債	14,265	16,115
計	24,662	27,501

(連結損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	36,625千円	51,778千円
給料及び手当	54,202	80,120
賞与引当金繰入額	3,908	7,316
地代家賃	19,568	25,711
システム利用料	19,513	32,063
支払報酬	24,089	34,730

※3. 固定資産圧縮損に係る内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	29,891千円	68,049千円
構築物	606	-
工具器具備品	1,015	4,447
計	31,514	72,497

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 3月 31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度期首 株式数	前連結会計年度 増加株式数	前連結会計年度 減少株式数	前連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	210,000	—	—	210,000

当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	210,000	—	—	210,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
現金及び預金勘定	642,381千円	447,285千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△140,045千円	△240,193千円
現金及び現金同等物	502,336千円	207,091千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的としております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権である売掛金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。

未収入金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。

長期未収入金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、回収懸念債権の早期発見、回収に努めております。

② 市場リスク

当社グループは借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借り入れを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

営業債権及び貸付金のうち、特定の大口取引先に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	171,907	151,809	△20,097
資 産 計	171,907	151,809	△20,097

（注）

1. 現金は記載を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。
2. 長期預り金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	172,788	141,343	△31,444
資 産 計	172,788	141,343	△31,444

（注）

1. 現金は記載を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。
2. 長期預り金の時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	642,381	-	-	-
売掛金	145,546	-	-	-
未収入金	8,956	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	171,907
合計	796,883	-	-	171,907

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	447,285	-	-	-
売掛金	121,123	-	-	-
未収入金	9,457	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	172,788
合計	577,865	-	-	172,788

### 3. 金融商品時価レベルごとの内訳等に関する事項

当社グループでは金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

【レベル1の時価】観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

【レベル2の時価】観察可能な時価算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

【レベル3の時価】観察できない時価算定に係るインプットを使用して算定した時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	171,907	-	171,907
資産計	-	171,907	-	171,907

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合計額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	141,343	-	141,343
資産計	-	141,343	-	141,343

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合計額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度は7,134千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
付与対象者の 区分及び人数	当社役員1名 子会社役員1名 子会社従業員等19名	当社役員1名 子会社役員1名 子会社従業員等28名	当社役員1名 子会社役員1名 子会社従業員等40名	当社役員1名 子会社役員1名 子会社従業員等12名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注1)	普通株式 77株	普通株式 1,123株	普通株式 1,040株	普通株式 3,451株
付与日	2024年7月1日	2024年7月1日	2024年7月1日	2024年7月1日
権利確定条件	第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の 状況】に記載のとおり であります。	第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の 状況】に記載のとおり であります。	第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の 状況】に記載のとおり であります。	第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の 状況】に記載のとおり であります。
対象勤務期間	期間の定めはありま せん。	期間の定めはありま せん。	期間の定めはありま せん。	期間の定めはありま せん。
権利行使期間	自 2024年7月1日 至 2027年3月27日	自 2024年7月1日 至 2028年7月31日	自 2024年7月1日 至 2029年9月27日	自 2024年7月1日 至 2032年3月25日

	第5回 新株予約権
付与対象者の 区分及び人数	当社役員2名 子会社役員1名 子会社従業員等34名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注1)	普通株式 7,700株
付与日	2025年2月18日
権利確定条件	第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の 状況】に記載のとおり であります。
対象勤務期間	期間の定めはありま せん。
権利行使期間	自 2027年2月18日 至 2040年2月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	77	1,123	1,040	3,451	7,700
付与	-	-	-	-	-
失効	1	26	105	121	1,600
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	76	1,097	935	3,330	6,100
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	4,953	3,427	2,775	4,045	4,100
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価方法は、簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

11,903千円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

一千円

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	120,745千円	126,602千円
減損損失	60,006	50,943
未払事業税	6,255	1,187
ソフトウェア	9,293	7,556
その他	11,039	5,175
小計	207,340	191,465
評価性引当額	△ 147,971	△ 150,540
繰延税金資産合計	59,369	40,925
繰延税金負債		
資産除去債務に係る有形固定資産	△ 72,337	△ 69,999
繰延税金負債合計	△ 72,337	△ 69,999
繰延税金資産負債の純額 (△は負債)	△ 12,968	△ 29,073

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産負債の純額の明細は以下のとおりであります。

繰延税金資産	254千円
繰延税金負債	29,328千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—%	33.84%
住民税均等割	—	2.61
中小法人軽減税率	—	△0.48
賃上げ促進税制に係る税額控除	—	△2.96
評価性引当額の増減	—	0.93
法人税等還付税額	—	△4.42
その他	—	△3.10
税効果会計適用後の法人税の負担率		26.44

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、用途により、取得から10～22年と見積り、割引率は0.23～1.92%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	339,022 千円	356,849千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,942 千円	6,040千円
時の経過による調整額	1,884 千円	2,167千円
期末残高	356,849 千円	365,056千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、保育事業、飲食事業を営んでおり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	保育事業	飲食事業	計		
一時点で認識される収益	3,851	218,113	221,964	9,247	231,212
一定の期間にわたり認識される収益	1,887,860	-	1,887,860	43,510	1,931,370
顧客との契約から生じる収益	1,891,712	218,113	2,109,825	52,757	2,162,583
外部顧客への売上高	1,891,712	218,113	2,109,825	52,757	2,162,583

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	保育事業	飲食事業	計		
一時点で認識される収益	13,615	334,269	347,885	12,005	359,891
一定の期間にわたり認識される収益	2,897,568	-	2,897,568	53,234	2,950,803
顧客との契約から生じる収益	2,911,184	334,269	3,245,454	65,240	3,310,694
外部顧客への売上高	2,911,184	334,269	3,245,454	65,240	3,310,694

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	53,231千円	145,546千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	145,546	121,123
契約負債（期首残高）	35,679	14,265
契約負債（期末残高）	14,265	16,115

契約負債は、主に一定の期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する顧客との契約について、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務等に配分した取引価格

当社グループにおいては、1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループのセグメントは、保育事業、飲食事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	保育事業	飲食事業	計				
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	1,891,712	218,113	2,109,826	52,757	2,162,583	-	2,162,583
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,891,712	218,113	2,109,826	52,757	2,162,583	-	2,162,583
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,891,712	218,113	2,109,826	52,757	2,162,583	-	2,162,583
セグメント利益又は 損失(△)	451,111	7,584	458,696	△20,463	438,233	△206,142	232,091
セグメント資産	1,134,022	129,920	1,263,943	8,925	1,272,869	597,301	1,870,170
その他の項目							
減価償却費	51,251	6,254	57,505	757	58,262	5,265	63,527
有形固定資産及び 無形固定資産の増加 額	89,778	△1,075	88,702	△755	87,947	△4,746	83,200

(注)

1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICT事業等であります。
2. 調整額は、全社部門等の金額であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	保育事業	飲食事業	計				
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	2,911,184	334,269	3,245,454	65,240	3,310,694	-	3,310,694
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,911,184	334,269	3,245,454	65,240	3,310,694	-	3,310,694
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,911,184	334,269	3,245,454	65,240	3,310,694	-	3,310,694
セグメント利益又は 損失(△)	541,515	15,726	557,242	△14,431	542,810	△312,941	229,869
セグメント資産	1,142,324	125,414	1,267,738	23,988	1,291,727	727,867	2,019,595
その他の項目							
減価償却費	71,572	7,824	79,396	2,328	81,725	7,755	89,481
有形固定資産及び 無形固定資産の増加 額	80,446	△7,229	73,217	10,499	83,717	289,648	373,366

(注)

1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICT事業等であります。
2. 調整額は、全社部門等の金額であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

#### 【関連情報】

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

なお、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める都道府県別の売上高は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

都道府県	売上高（千円）	関連するセグメント
千葉県	499,843	保育事業・飲食事業
神奈川県	310,671	保育事業・その他事業
滋賀県	236,494	保育事業

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

都道府県	売上高（千円）	関連するセグメント
千葉県	781,485	保育事業・飲食事業
神奈川県	440,001	保育事業・その他事業
滋賀県	350,226	保育事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び個人主要株主	佐伯 猛	-	-	当社代表取締役	（被所有）直接100.0	債務被保証	社会福祉法人等借入に対する債務被保証（注）	15,178	長期借入金	15,178

（注）

当社グループの借入債務に対し、当社代表取締役佐伯猛が債務保証を行っており、取引金額は当連結会計年度末の債務保証残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。また、当該借入金は、社会福祉法人等からの「保育補助者雇上費」にかかる借入金であります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

種 類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び個人主要株主	佐伯 猛	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接99.95	債務被保証	社会福祉法人等借入に対する債務被保証(注)	27,107	長期借入金	27,107

(注)

当社グループの借入債務に対し、当社代表取締役佐伯猛が債務保証を行っており、取引金額は当連結会計年度末の債務保証残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。また、当該借入金は、社会福祉法人等からの「保育補助者雇上費」にかかる借入金であります。

## (1株当たり情報)

(単位：円)

項目	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1株当たり純資産額	4,840.26	5,806.81
1株当たり当期純利益金額	843.79	966.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	955.60

(注)

1. 前連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は2025年3月末時点で非上場株式であるため期中平均株価を把握できませんので、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	177,196	202,975
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	177,196	202,975
普通株式の期中平均株式数(株)	210,000	210,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(株)	-	2,405
(うち新株予約権(株))	-	(2,405)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	新株予約権1種類 (普通株式76株) なお、新株予約権の概要は 「第4 発行者の状況 1株 式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	16,178	27,107	—	—
合計	16,178	27,107	—	—

(注)

1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。
3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）は保育補助者雇上費にかかる社会福祉法人等からの無利息の借入金であります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	13,056	14,051	—	—

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産および負債の内容】

当社は連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — —
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店証券代行部
取次所 買取手数料	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="https://www.exeo-holdings.co.jp/">https://www.exeo-holdings.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

株式会社エクシオホールディングス

取締役会 御中

監査法人 F R I Q  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 山本 毅  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大賀 隆史  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクシオホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクシオホールディングス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事

実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上